

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

これまで国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要4団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

今般、国土交通省が令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映して設定されています。令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、新労務単価は全国全職種平均で6.0%（単純平均の伸び率）上昇し24,852円となり、過去11年で最大の引上げとなったところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃



金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることによりこれまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、別添 1 を各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

記

1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

公共工事品質確保法においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第 8 条第 1 項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第 2 項）等が位置づけられている。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、建設業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。さらに、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 49 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 25 条の 27 第 2 項において、建設業者に対し、労働者の能力についての公正な評価に基づく適正賃金支払等、労働者の適切な処遇確保措置を実施する努力義務が課せられたことも踏まえ、各建設業者は必要な対応を講ずることとする。

以上のことを踏まえて、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うこ

とを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。なお、令和 5 年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向であり賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている。このため、元請業者・下請業者においては下請契約・再下請契約の締結に際してこうした状況を考慮し、さらに、下請業者においては自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

地方公共団体に対しては、各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更するよう、また、既契約工事について、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第 26 条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応するよう通知したところである。（別添 1 の記 2.）

また、国土交通省直轄工事では、新労務単価の決定を受け、

- ① 令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）の記 1.（1）

及び 2. から 8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等とし（別添 2）、地方公共団体に対しても、これも参考として適正な請負代金額での契約締結に努めるよう通知したところである（別添 1 の記 2.）。

新労務単価の適用により請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨にのっとり、元請業者・下請業者間や下請業者・再下請業者間で既に締結している請負契約の金額の見直しや技能労働者の賃金水準の引上げ等について、適切に対応すること。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工事品質確保法第8条第2項においては、受注者等の責務として、下請契約を締結するときは法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金によることが規定されている。さらに、第7条第1項第1号において、発注者の責務として、法定福利費や公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料等を的確に予定価格へ反映することが規定されている。

公共工事設計労務単価には技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、法定福利費及び法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置されており、法定外の労災保険の付保を受注要件としている。また、地方公共団体に対しても、国土交通省直轄工事における取組にも留意し適切な措置を行うよう通知したほか（別添1の記3.）、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行第419号、国不入企第33号）にて、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を受注者から提出させ、予定価格に適切に反映した法定福利費相当額が請負契約においても適正に計上されていることを確認するよう要請している。

これらの取組等も踏まえ、元請業者においては、建設工事標準請負契約約款に基づき発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示すること等により標準約款の実施について適切に対応するとともに、受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めること。

また、実態調査において高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適

切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

労務費及び法定福利費の確保については、「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和3年12月1日付け国不建キ第15号）にて、労務費及び法定福利費を内訳明示した見積書の提出を要請するとともに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い地位や技能を適切に処遇に反映することを推奨しているため、改めて内容を確認し適切に対応すること。

なお、社会保険への加入の徹底については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和6年12月13日最終変更）において「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれらの措置を講ずるよう要請していることを踏まえて、適切な社会保険への加入を徹底すること。

4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、若年労働者の賃金引上げや社会保険への加入徹底等により処遇改善を一層進めるとともに、建設キャリアアップシステムを活用し技能労働者のキャリアパスと処遇の見通しを示す取組を進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の取止めの徹底について

ダンピング受注は、下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を厳に行わないよう、改めて徹底すること。

また、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自

己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないので、この趣旨も改めて徹底すること。

6. 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工事の請負契約の締結に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告、令和6年3月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮した適正な工期を設定・確保すること。その際、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により適正な請負代金による請負契約を締結すること。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による契約を締結すること。

また、「工期に関する基準」において、週休2日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、十分な工期の確保や交代勤務制の実施等に必要となる経費を請負代金の額に適正に反映した上で、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう適正な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

一方、工程遅延等が生じたにもかかわらず工期延長ができず、後工程の作業の短期間での実施を余儀なくされる場合等には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、短期間施工に伴う人件費の補填など必要となる請負代金の額の変更等の変更契約を適切に行うとともに、その結果を適切に元下間や下下間の契約に反映させること。

国不入企第 49 号
令和 7 年 2 月 17 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

これまで国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要 4 団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところで

す。

今般、国土交通省が令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映して設定されています。令和 6 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、

新労務単価は全国全職種平均で 6.0% (単純平均の伸び率) 上昇し 24,852 円となり、過去 11 年で最大の引上げとなったところです。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、新労務単価の早期活用をはじめとする下記の措置を講じることにより、適正な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図る環境整備に万全を期すようお願いします。

なお、別添 1 を各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いします。

記

1. 新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされている。このことを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、入札手続中のものも含め、新労務単価の速やかな活用努めること。

なお、工事の施工条件等が通常と著しく異なり、新労務単価によりがたい場合（特に高度な技能、経験等を有する者を従事させる必要がある場合等）は、工事内容等に応じて必要に応じ見積を活用することなどにより、適正に積算すること。

2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事（ゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）を含めた令和6年度補正予算による発注工事等を含む。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更すること。

また、既契約工事（各団体における新労務単価適用日より前に契約を締結したもの。）については、工期の始期が到来しているものはもとより、工期の始期が到来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応すること。

なお、国土交通省直轄工事では、新労務単価の決定を受け、別添2のとおり、

① 令和7年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

② 令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これも参考として適正な請負代金額での契約の締結に努めること。

労務単価の引上げに伴う契約変更等を的確に実施できるよう、あらかじめ、スライド条項を適切に設定するとともに、スライド条項の運用基準を策定しておくこと。

3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、発注者の責務として、法定福利費や公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが規定されている。

公共工事設計労務単価には技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、法定福利費及び法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置されており、法定外の労災保険の付保を受注要件としている。

これらのことに留意し、貴団体発注工事においても、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等が適切に予定価格に反映されるよう措置すること。

加えて、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和３年１２月１日付け総行行第４１９号、国不入企第３３号）にて要請しているとおり、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を受注者から提出させ、予定価格に適切に反映した法定福利費相当額が請負契約においても適正に計上されていることを確認すること。

また、受注者と下請業者との間でも、法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用や請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示等により、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、受注者に対して、法定福利費の適切な支払いや支払状況の確認、新労務単価を踏まえた適正な水準の賃金の支払いを行うよう指導すること。

他方で、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づく実施状況調査によると、公共工事の受注者や下請業者を社会保険加入業者に限定する取組を行っている地方公共団体の数は増加しているものの、いまだ取組が十分でない地方公共団体も見受けられる。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年３月９日閣議決定。令和６年１２月１３日最終変更。以下「適正化指針」という。）において下請業者も含めて社会保険未加入業者の公共工事からの排除を図ることが規定されていることや「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成２８年６月１６日付け総行行第１２３号、国土入企第６号）等でこれまで要請してきた内容を踏まえ、社会保険等未加入対策の取組を実施すること。

４．ダンピング対策の徹底・強化による適正な価格での契約の推進について

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が規定されており、また、適正化指針において、ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につ

ながらやすく担い手の確保・育成を困難とするものであるとされている。これらも踏まえ、新労務単価の早期活用等による適正な予定価格の設定に努めるとともに、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等により、ダンピング受注の排除に努めること。

なお、公共発注者であっても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 3 に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないので、この趣旨も改めて徹底すること。

5. 適正な工期設定と必要経費の確保について

工事の発注に当たっては、「工期に関する基準」（令和 2 年 7 月中央建設業審議会作成・勧告、令和 6 年 3 月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期を設定すること。その際、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

また、「工期に関する基準」において、週休 2 日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、十分な工期の確保や交代勤務制の実施等に必要となる経費を請負代金の額に適正に反映した上で、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう適正な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

国会公契第 33 号
 国官技第 444 号
 国営管第 434 号
 国営計第 147 号
 国港総第 624 号
 国港技第 99 号
 国空予管第 1569 号
 国空空技第 498 号
 国空交企第 408 号
 国北予第 26 号
 令和 7 年 2 月 17 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
 大臣官房技術調査課長
 大臣官房官庁営繕部管理課長
 大臣官房官庁営繕部計画課長
 港湾局総務課長
 港湾局技術企画課長
 航空局予算・管財室長
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長
 航空局交通管制部交通管制企画課長
 北海道局予算課長
 (公 印 省 略)

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 7 年 2 月 17 日付け国官参建第 61 号、国港技第 102 号）により令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国不建キ第 65 号、国港技第 112 号）により令和 6 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で 6.0 パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書第 62 条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書第 64 条又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）別冊工事請負契約書第 62 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

- (2) 令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、同年 3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）記 1. (1)

及び2. から8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

令和7年3月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和7年2月

農林水産省・国土交通省

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

農林水産省・国土交通省

1. 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定したものである。

なお、労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映している。

2. 労務単価は、以下のものにより構成されている。

- ① 所定労働時間内8時間当りの基本給相当額及び基準内手当（当該職種の通常の作業内容及び作業条件の労働に対する手当）
- ② 所定労働日数1日当りの臨時の給与及び実物給与

3. (1) 時間外、休日又は深夜の割増賃金を積算する場合は、一般に次式により算出するものとする。

$$\begin{aligned}\text{労務費(総額)} &= \text{所定内労働に対する賃金} + \text{割増賃金} \\ &= \text{労務単価(休日の場合は計上しない)} \\ &\quad + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}\end{aligned}$$

ただし、Kは次式により算出する1時間当たりの割増賃金係数である。

$$K = \text{割増対象賃金比} \times 1 / 8 \times \text{割増係数}$$

職種毎に算出した割増賃金係数Kを別表－1に示す。

注) I 割増対象賃金比は、労務単価に占める「基本給相当額＋割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

II 割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

- (2) 補助事業実施主体において、離島等に適用するため同一都道府県内を区分して本労務単価表の労務単価と別途の労務単価を設定する場合は、事前に地方連絡協議会と連絡調整を行うとともに、設定後はすみやかに単価算定資料を添えて公共事業労務費調査連絡協議会に報告するものとする。

- (3) 公共事業労務費調査連絡協議会が必要に応じ年度内の適当な時期に実施する調査結果に基づき、本労務単価表の労務単価を見直す場合がある。なお、特別な理由で補助事業実施主体が任意に行う調査によって本労務単価表の労務単価を見直ししようとする場合は、単価算定資料を添えて事前に公共事業労務費調査連絡協議会と連絡調整を行うものとする。

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	25,300	20,900	18,900	23,900	31,800	28,600		29,100	27,600	29,600
東北	02 青森県	29,400	21,700	18,100	23,800	32,500	30,000	32,100	30,000	25,400	32,100
	03 岩手県	27,800	23,100	18,500	24,800	34,000	28,600	31,800	29,800	26,600	31,800
	04 宮城県	29,300	22,900	19,900	25,900	34,800	32,300	31,700	29,800	28,200	38,100
	05 秋田県	27,800	22,000	19,400	24,700	32,700	29,700	31,500	30,100	26,300	33,000
	06 山形県	28,000	22,100	20,400	25,300	31,200	29,900	31,100	30,000	27,400	33,600
	07 福島県	29,600	23,000	21,700	25,800	34,100	32,400	32,600	30,200	28,000	33,900
関東	08 茨城県	26,200	24,900	16,800	25,900	29,400	30,400	31,700	30,000	27,500	29,400
	09 栃木県	26,300	23,800	16,900	26,100	31,800	29,300	32,400	30,500	27,600	29,800
	10 群馬県	26,000	24,800	17,800	25,900	32,800	27,500	30,600	29,800	26,700	28,600
	11 埼玉県	27,900	25,400	17,700	25,600	31,300	31,800	31,900	30,200	29,300	31,600
	12 千葉県	29,000	25,100	17,600	26,800	31,300	33,000	32,600	30,200	29,700	32,900
	13 東京都	29,900	26,800	18,500	27,100	33,400	32,900	32,800	30,500	32,600	32,600
	14 神奈川県	29,900	26,500	18,000	26,200	31,300	32,700	32,400	30,000	29,800	30,300
	19 山梨県	28,500	26,400	17,600	26,100	32,300	29,200	32,300	29,800	29,200	29,800
	20 長野県	27,300	24,100	18,500	25,700	30,900	28,600	29,700	28,000	27,200	27,700
北陸	15 新潟県	27,600	22,900	21,600	24,600	32,800	27,900		29,800	26,600	29,800
	16 富山県	30,900	24,400	20,300	24,400	35,000	31,500		30,600	28,100	32,300
	17 石川県	30,000	25,300	20,300	24,300	35,300	31,800		31,600	28,400	31,900
中部	21 岐阜県	28,000	24,800	18,600	26,000	32,800	31,000	33,000	32,600	26,300	30,400
	22 静岡県	27,700	26,000	16,800	25,000	32,400	29,900	32,700	35,100	27,800	31,100
	23 愛知県	29,200	24,800	19,100	25,200	34,000	31,900	33,100	33,400	26,400	30,400
	24 三重県	27,600	23,700	17,900	26,100	33,200	32,300	32,700	34,000	26,300	30,500
近畿	18 福井県	26,000	21,300	16,600	25,500	29,100	26,400		31,400	24,600	27,800
	25 滋賀県	26,300	22,700	17,400	26,400	30,400	28,000		31,100	26,100	29,200
	26 京都府	25,700	23,800	16,400	26,400	29,500	27,600		32,700	25,500	28,200
	27 大阪府	27,400	23,300	16,300	26,400	30,500	29,400		32,700	26,600	28,800
	28 兵庫県	24,700	23,500	16,300	25,200	29,000	28,000		30,900	25,100	26,900
	29 奈良県	27,700	23,400	17,300	27,600	30,400	28,800		32,700	26,200	28,900
	30 和歌山県	26,700	23,600	16,700	26,000	29,300	28,400		32,600	26,300	27,700
中国	31 鳥取県	22,900	17,900	16,200	22,500	26,900	25,700			23,200	27,000
	32 島根県	23,200	19,200	16,300	21,800	25,700	25,500			23,200	26,600
	33 岡山県	24,800	21,100	16,800	23,100	27,900	26,900			24,100	27,400
	34 広島県	25,100	21,900	16,600	22,000	28,000	26,400			24,700	26,000
	35 山口県	23,200	19,900	16,300	22,100	27,000	26,200			24,100	26,600
四国	36 徳島県	24,900	23,400	16,800	23,100	32,700	26,900	32,300		25,200	26,100
	37 香川県	25,800	24,000	16,800	23,600	30,500	27,000	33,100		25,700	26,300
	38 愛媛県	24,300	21,000	16,300	23,300	30,000	26,700	32,600		24,400	24,800
	39 高知県	23,800	21,200	17,100	23,600	30,900	27,000	32,600		24,200	24,700
九州	40 福岡県	26,700	23,100	16,100	24,200	29,900	28,500	31,600	27,600	26,500	27,600
	41 佐賀県	23,600	19,800	15,600	24,100	29,500	26,700	32,100	27,800	26,000	27,100
	42 長崎県	24,600	20,800	16,400	24,900	29,100	26,500	32,300	27,800	24,800	26,900
	43 熊本県	25,100	21,300	17,300	24,500	30,600	27,800	32,100	27,300	24,400	27,800
	44 大分県	23,900	19,800	16,300	24,000	28,100	27,200	31,400	27,000	24,500	27,500
	45 宮崎県	26,700	19,300	16,400	24,200	28,400	27,500	31,900	27,000	24,100	26,000
	46 鹿児島県	29,200	20,800	17,600	23,600	32,800	27,900	31,800	26,900	24,600	27,300
沖縄	47 沖縄県	26,200	22,300	17,100	23,400	27,900	33,300	31,300		21,600	30,500

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	30,000	29,000	31,100	25,900	21,500	39,700	49,300	35,400	45,700	33,700
東北	02 青森県	28,100	26,500	29,200	32,900	29,300	39,500	49,200	36,500	44,300	32,700
	03 岩手県	28,100	27,500	29,300	32,000	26,300	39,200	48,700	36,200	46,500	32,700
	04 宮城県	31,700	32,100	31,300	33,500	29,300	38,900	48,200	35,700	46,200	32,300
	05 秋田県	28,900	28,700	29,900	31,800	30,000	39,200	48,900	36,600	45,300	33,300
	06 山形県	30,200	32,000	31,600	30,100	26,700	39,600	49,200	36,600	45,400	33,200
	07 福島県	29,900	32,000	31,300	28,700	25,200	39,200	48,600	36,300	45,100	32,500
関東	08 茨城県	26,900	30,100	34,200	29,400	24,400	36,400	43,400	38,900	37,700	30,500
	09 栃木県	28,300	32,200	35,700	27,000	25,900	37,100	43,600	39,100	39,000	31,400
	10 群馬県	27,400	27,700	32,900	27,000	22,900	36,600	43,300	38,800	41,300	30,900
	11 埼玉県	28,500	32,300	34,300	30,700	26,800	36,600	43,500	38,900	36,500	30,700
	12 千葉県	28,500	32,600	34,500	30,000	26,700	36,700	43,600	39,100	36,500	30,700
	13 東京都	29,600	34,500	37,000	30,500	25,400	37,000	44,300	39,600	35,800	31,000
	14 神奈川県	29,300	34,200	37,500	31,400	26,900	36,700	43,800	39,200	39,400	30,700
	19 山梨県	29,700	32,400	36,200	30,300	26,200	36,900	43,500	39,000	38,100	30,800
	20 長野県	27,700	28,900	31,800	26,900	23,500	36,700	43,600	39,000	39,900	30,900
北陸	15 新潟県	28,300	29,100	30,400	26,800	24,300	39,500	48,900	37,000	46,600	32,000
	16 富山県	31,600	31,200	32,000	28,500	24,500	39,700	49,200	37,200	47,800	31,900
	17 石川県	31,100	30,900	31,700	27,900	25,600	39,700	49,000	37,200	47,800	32,600
中部	21 岐阜県	29,600	30,000	32,400	29,900	25,900	37,600	46,500	37,100	47,100	33,000
	22 静岡県	32,100	32,000	35,000	29,100	26,200	37,500	46,500	37,100	46,600	32,800
	23 愛知県	30,100	31,400	34,200	29,500	26,700	37,600	46,800	37,100	45,900	32,800
	24 三重県	31,000	30,300	33,400	28,600	25,400	37,300	46,200	36,900	46,700	32,200
近畿	18 福井県	26,900	28,600	31,400	25,800	25,500	36,900	46,200	30,500	47,100	32,400
	25 滋賀県	26,400	28,700	32,900	26,800	24,400	36,900	46,000	30,300	47,700	32,300
	26 京都府	26,700	29,600	32,700	25,400	23,500	36,900	46,100	30,300	48,800	31,200
	27 大阪府	27,200	30,500	32,300	27,300	23,700	36,900	46,100	30,400	48,500	31,000
	28 兵庫県	25,700	27,300	31,800	25,700	23,500	36,900	46,100	30,400	46,100	30,900
	29 奈良県	27,200	30,300	33,900	26,500	24,000	36,900	46,100	30,300	47,400	31,100
	30 和歌山県	26,600	29,600	32,200	24,900	23,300	36,900	46,100	30,300	45,100	30,800
中国	31 鳥取県	25,000	26,700	28,400	20,900	19,200	35,800	44,400	32,500	44,700	29,900
	32 島根県	24,200	24,700	26,100	22,800	19,500	35,900	44,600	32,400	45,700	30,800
	33 岡山県	25,600	26,800	28,800	24,700	22,200	36,100	44,800	32,800	44,000	30,900
	34 広島県	25,400	25,400	26,400	25,200	22,100	36,100	44,700	32,500	46,100	30,800
	35 山口県	24,600	24,400	26,600	23,100	21,100	35,700	44,300	32,400	46,400	30,800
四国	36 徳島県	26,100	26,800	28,600	23,200	22,100	36,800	45,500	30,900	42,800	30,900
	37 香川県	26,200	26,700	28,700	24,800	23,100	36,900	45,700	31,200	43,000	30,700
	38 愛媛県	26,000	26,600	28,700	25,200	22,700	36,900	45,600	31,000	42,800	30,500
	39 高知県	25,900	26,700	28,500	25,500	23,000	36,900	45,700	31,000	42,500	30,400
九州	40 福岡県	25,200	28,300	29,600	25,900	23,500	38,700	47,900	37,400	44,600	30,000
	41 佐賀県	25,500	29,100	29,200	28,600	24,200	38,700	47,900	37,400	43,200	30,400
	42 長崎県	25,100	28,700	28,600	24,300	22,400	38,900	48,200	37,700	44,200	30,600
	43 熊本県	25,500	28,500	29,100	25,400	23,100	38,800	48,000	37,400	44,600	29,400
	44 大分県	25,400	27,100	28,600	27,000	25,700	38,700	47,900	37,400	43,200	29,300
	45 宮崎県	25,300	27,900	27,800	27,100	24,000	38,500	47,700	37,300	45,100	29,300
沖縄	46 鹿児島県	25,200	28,200	28,800	29,800	27,300	38,600	47,800	37,400	44,800	29,600
	47 沖縄県	23,900	28,800	28,700	29,700	27,500	39,300	48,800	36,100	34,200	26,500

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	44,600	34,800	36,600	45,000	27,800	32,000	25,700	47,100	32,600	30,700
東 北	02 青森県	45,200	34,300	38,600	43,800	33,200	33,100	26,500	54,200	35,500	35,200
	03 岩手県	45,000	34,200	38,400	45,100	32,900	33,000	26,300	56,000	36,700	36,900
	04 宮城県	44,500	33,800	37,900	49,000	32,900	32,700	26,000	60,900	39,900	39,600
	05 秋田県	45,300	34,900	38,600	45,300	34,400	33,200	26,600	56,000	36,500	36,400
	06 山形県	45,400	34,800	38,700	44,400	32,300	33,300	27,900	56,500	37,000	36,800
	07 福島県	45,100	34,300	38,600	44,200	30,200	33,100	27,800	56,200	36,800	36,900
関 東	08 茨城県	40,200	34,000	34,900	39,000	30,000	39,700	30,400	45,700	30,900	33,200
	09 栃木県	41,000	35,100	35,500	40,000	30,300	40,300	30,900	46,800	32,400	34,200
	10 群馬県	40,200	34,400	35,000	39,500	30,100	40,000	30,500	48,000	31,200	32,800
	11 埼玉県	40,400	35,300	35,100	39,700	30,400	37,800	30,500	47,800	36,000	35,200
	12 千葉県	40,300	34,700	35,200	39,800	31,200	37,900	30,500	47,900	36,100	35,300
	13 東京都	40,500	34,800	35,500	40,600	32,400	38,200	30,800	49,900	36,500	35,400
	14 神奈川県	40,200	34,200	35,100	39,400	32,600	37,900	30,500	48,500	35,000	33,700
	19 山梨県	40,600	34,500	35,200	38,700	31,000	37,800	30,500	49,100	34,400	33,800
	20 長野県	40,000	34,400	35,100	38,000	29,900	37,900	30,300	46,700	32,500	33,700
北 陸	15 新潟県	50,100	36,700	44,200	42,400	28,000	37,900	28,800	49,400	31,400	33,300
	16 富山県	50,000	36,800	44,400	43,900	29,900	36,400	28,900	50,500	31,700	34,400
	17 石川県	50,300	37,200	44,600	44,900	32,200	36,600	29,200	49,000	32,900	32,500
中 部	21 岐阜県	46,300	35,300	40,100	41,800	30,900	35,300	27,800	45,800	31,000	28,300
	22 静岡県	46,200	36,200	40,200	42,100	31,000	35,100	27,700	52,300	33,700	32,000
	23 愛知県	46,300	35,200	40,100	41,300	30,900	35,200	27,800	49,100	33,000	28,700
	24 三重県	45,900	35,000	39,900	42,600	29,500	34,600	27,300	48,800	31,900	28,300
近 畿	18 福井県	45,300	34,400	33,800	42,100	28,800	33,200	26,200	39,400	30,000	31,200
	25 滋賀県	46,100	34,000	33,600	41,500	29,100	31,100	26,500	39,600	31,200	30,900
	26 京都府	45,400	34,100	33,600	41,600	28,700	31,100	26,500	39,200	31,200	30,700
	27 大阪府	45,200	34,500	33,600	42,400	29,800	33,400	26,500	40,200	31,000	31,300
	28 兵庫県	45,300	34,500	33,700	42,000	28,300	31,900	26,200	41,200	31,800	31,800
	29 奈良県	46,100	34,100	33,600	41,400	30,000	32,600	26,500	39,300	31,200	31,100
	30 和歌山県	45,400	34,100	33,600	41,400	30,000	31,100	26,500	39,300	31,200	30,500
中 国	31 鳥取県	46,800	30,900	31,100	38,300	25,200	29,900	24,200	46,900	33,200	33,000
	32 島根県	46,700	30,800	31,000	37,900	24,200	29,900	24,200	47,100	35,100	33,200
	33 岡山県	47,600	31,400	31,400	38,600	26,100	30,700	24,400	47,300	33,600	33,400
	34 広島県	46,900	31,300	31,200	38,500	25,200	30,200	24,800	48,000	35,700	33,700
	35 山口県	46,800	31,100	31,000	38,100	25,600	29,900	23,900	47,700	35,400	33,500
四 国	36 徳島県	44,400	33,800	34,100	39,200	28,000	40,500	30,900	50,800		26,700
	37 香川県	44,500	33,600	34,000	39,500	27,900	40,600	32,200	51,500		27,200
	38 愛媛県	44,300	33,300	34,000	38,100	29,200	40,200	30,800	51,200		26,700
	39 高知県	43,700	33,400	33,700	38,700	27,300	39,800	30,000	50,600		26,600
九 州	40 福岡県	46,700	33,300	33,900	39,900	30,100	34,400	26,800	45,000	28,400	29,300
	41 佐賀県	46,900	33,400	34,000	40,200	28,800	34,300	26,900	45,200	28,500	29,400
	42 長崎県	46,800	33,300	34,100	40,200	28,300	32,800	25,800	44,900	28,200	29,100
	43 熊本県	46,800	33,300	34,000	38,800	29,400	34,400	26,200	45,100	28,400	29,300
	44 大分県	46,600	33,200	33,900	39,100	29,500	34,200	26,300	45,000	28,200	29,100
	45 宮崎県	46,700	33,300	33,900	39,900	30,100	32,700	25,700	45,000	28,100	29,000
	46 鹿児島県	46,500	33,100	33,800	40,000	32,400	32,400	25,600	45,000	28,100	29,100
沖 縄	47 沖縄県	43,800	39,500	29,800	46,000	31,600	28,600	26,100	53,500	32,800	36,500

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道		33,900	27,200		30,200	25,500	30,600	31,200	29,900	26,100
東北	02 青森県		39,200	34,900	30,700	32,200	25,000	29,800	27,800	29,300	24,200
	03 岩手県		38,900	35,000	31,300	33,900	26,500	29,600	27,800	29,300	24,100
	04 宮城県		38,800	39,300	33,900	36,700	27,700	29,300	30,300	31,600	24,000
	05 秋田県		39,300	31,500	33,900	32,700	24,300	29,900	28,600	29,200	24,300
	06 山形県		35,400	32,100	29,600	32,200	27,000	30,000	32,100	30,300	24,400
	07 福島県		43,100	29,700	32,700	32,200	27,400	29,700	31,500	30,700	24,200
関東	08 茨城県	31,700	57,000	29,900	30,300	31,400	27,200	29,600	32,000	32,600	25,300
	09 栃木県	32,200	59,100	30,100	31,300	32,300	27,800	30,200	33,700	33,700	25,400
	10 群馬県	31,900	54,000	29,600	29,800	28,100	26,500	29,800	30,600	30,200	25,200
	11 埼玉県	31,800	58,300	31,200	30,000	31,600	27,100	29,800	34,500	33,700	26,700
	12 千葉県	31,900	59,800	30,300	30,100	32,300	27,700	29,900	34,700	33,900	26,800
	13 東京都	32,100	57,400	31,700	30,400	33,000	28,600	30,100	36,100	34,200	27,100
	14 神奈川県	31,800	55,300	31,300	30,100	31,800	26,900	29,800	32,800	33,100	26,900
	19 山梨県	31,900	54,800	31,500	30,300	31,400	27,000	29,900	32,400	32,800	26,800
	20 長野県	31,700	48,200	27,500	29,400	27,000	26,100	29,900	30,000	30,600	25,700
北陸	15 新潟県	33,600	36,100	27,400	28,500	29,700	26,000	29,600	27,800	29,600	
	16 富山県	33,100	42,100	30,600	29,400	30,900	26,300	29,800	28,000	30,200	
	17 石川県	33,300	43,100	30,100	29,500	30,500	26,600	29,900	29,200	30,700	
中部	21 岐阜県	35,200	47,600	31,800	33,000	28,400	25,700	29,800	28,600	30,900	
	22 静岡県	35,000	51,000	30,000	32,900	29,900	25,700	29,800	31,400	32,200	
	23 愛知県	35,300	48,400	32,200	33,400	29,200	26,100	29,800	30,900	31,300	
	24 三重県	34,800	49,600	29,800	32,700	28,300	26,200	29,600	30,500	33,300	
近畿	18 福井県	29,800	42,800	28,500	28,100	27,000	25,900	30,400	27,500	28,300	
	25 滋賀県	29,600	43,000	28,900	29,300	27,900	26,600	30,300	28,200	28,300	
	26 京都府	29,700	43,600	29,900	29,100	28,300	26,500	30,300	28,300	28,900	
	27 大阪府	29,700	45,400	31,500	29,100	28,500	27,200	30,300	28,400		
	28 兵庫県	29,700	42,500	29,600	28,900	27,000	24,400	30,300	27,400	29,400	
	29 奈良県	29,700	46,700	31,100	29,400	29,100	27,200	30,300	28,300	28,900	
	30 和歌山県	29,700	44,100	31,500	29,100	28,600	26,100	30,300	28,000	29,000	
中国	31 鳥取県		39,900	25,900	25,000	24,400	23,700	29,400	27,700	25,500	
	32 島根県		33,300	25,000	25,400	23,500	23,300	29,700	26,400	25,000	
	33 岡山県		38,400	27,200	25,200	24,900	24,600	29,700	28,400	25,600	
	34 広島県		33,600	26,300	25,500	24,500	23,600	29,700	27,300	24,800	
	35 山口県		33,500	25,000	25,500	23,900	23,800	29,700	26,700	25,000	
四国	36 徳島県	26,600	34,500	28,900		27,100	24,300	30,500	26,600		
	37 香川県	26,500	34,400	28,700		27,100	25,300	30,700	26,700		
	38 愛媛県	26,500	34,400	28,600		26,800	24,000	30,500	26,300		
	39 高知県	26,300	34,100	27,900		26,400	23,400	30,500	26,000		
九州	40 福岡県		35,300	27,200	28,300	28,100	24,600	29,200	28,400	28,000	
	41 佐賀県		36,900	29,400	28,500	28,300	24,100	29,300	28,600	28,200	
	42 長崎県		36,300	26,800	28,300	28,100	24,100	29,200	28,200	28,400	
	43 熊本県		36,200	27,100	28,400	27,700	23,600	29,200	28,400	28,000	
	44 大分県		35,800	26,100	27,900	27,700	24,400	29,000	28,300	28,000	
	45 宮崎県		35,500	27,400	27,700	27,600	23,300	29,200	28,000	28,000	
	46 鹿児島県		35,500	30,000	28,300	28,000	23,600	29,000	28,000	28,000	
沖縄	47 沖縄県			31,100		30,700	21,800	28,800	37,300		

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	29,000		28,000	25,700		25,200	28,400	28,500	17,500	14,600
東北	02 青森県	31,300		27,600	27,300		24,100	26,700	27,700	16,300	14,100
	03 岩手県	31,100		27,700	27,200		24,100	26,400	27,300	17,200	14,600
	04 宮城県	33,200		30,000	26,600		24,600	26,300	27,200	18,700	15,700
	05 秋田県	31,800		27,900	27,400		24,200	26,800	27,700	16,500	14,000
	06 山形県	31,200		29,500	27,400	26,200	25,900	26,800	27,800	18,800	15,800
	07 福島県	31,700	32,500	30,200	27,300	27,600	25,300	26,700	27,500	18,900	15,800
関東	08 茨城県	31,800	33,400	32,700	31,000		28,800	27,300	27,600	18,800	17,200
	09 栃木県	32,500	33,500	33,800	31,500		29,000	27,800	28,100	18,700	16,200
	10 群馬県	30,900	33,200	32,400	31,200	27,100	27,600	27,400	27,700	17,600	15,600
	11 埼玉県	31,500	33,400	33,000	31,200		29,200	27,400	27,700	18,700	16,700
	12 千葉県	31,700	33,500	32,500	31,300		28,900	27,500	27,800	19,300	16,900
	13 東京都	32,100	33,900	33,000	31,600		29,600	27,700	28,000	20,200	17,600
	14 神奈川県	31,300	33,600	33,200	31,300		28,300	27,400	27,800	19,900	17,500
	19 山梨県	31,600	33,500	33,500	31,300		28,200	27,500	27,800	18,200	16,100
	20 長野県	30,400	33,500	31,900	31,300	27,100	27,600	27,300	27,600	16,700	14,200
北陸	15 新潟県	33,400		29,800	27,800	24,100	23,700	27,200	28,800	18,300	16,300
	16 富山県	32,600		29,800	28,000	23,900	24,400	27,300	29,000	18,200	17,000
	17 石川県	32,100		29,000	28,100	23,700	24,600	27,500	29,100	19,000	16,900
中部	21 岐阜県	33,300		30,900	30,700	28,000	26,900	30,000	30,700	19,600	16,900
	22 静岡県	32,800		38,500	30,700	28,000	28,700	29,700	30,700	20,200	16,700
	23 愛知県	32,800		34,700	30,700	28,000	27,100	29,800	30,700	20,900	17,200
	24 三重県	33,300		34,500	30,400	28,000	28,000	29,700	30,400	19,700	16,300
近畿	18 福井県	28,300		30,200	28,100	28,100	25,400	28,700	27,300	18,200	15,800
	25 滋賀県	30,700		30,800	28,000	28,200	26,400	29,300	28,500	17,500	14,700
	26 京都府	30,700		30,900	28,000	29,500	26,800	29,000	28,200	17,600	14,200
	27 大阪府	30,200		30,900	28,000		26,100	28,800	28,000	17,400	15,000
	28 兵庫県	30,100		30,900	28,000		25,700	28,900	28,000	17,800	14,700
	29 奈良県	30,700		31,000	28,000	29,500	27,200	29,300	27,900	17,900	14,900
	30 和歌山県	30,400		30,900	28,000	29,500	26,900	29,000	27,600	17,300	14,700
中国	31 鳥取県			27,100	25,000		22,800	23,700	27,600	17,800	14,300
	32 島根県			26,500	25,000		22,800	23,700	27,500	17,800	15,200
	33 岡山県			28,000	25,200		23,200	24,000	27,800	18,500	16,100
	34 広島県			26,600	25,100		22,800	23,800	27,700	18,500	15,700
	35 山口県			26,700	24,900		22,600	23,700	27,500	18,000	15,100
四国	36 徳島県				25,300		23,100		26,200	16,700	15,000
	37 香川県				25,400		23,000		26,300	16,800	15,100
	38 愛媛県				25,300		23,000		26,200	16,000	13,600
	39 高知県				25,300		22,800		26,200	15,100	12,800
九州	40 福岡県	35,800		29,900	29,100	25,100	24,700	25,800	28,100	16,600	14,900
	41 佐賀県	35,700		29,900	29,100	25,200	24,400	25,800	28,400	16,500	14,600
	42 長崎県	35,400		31,100	29,200	25,100	24,700	25,800	28,500	16,700	15,600
	43 熊本県	35,800		30,000	29,300	25,100	24,400	25,700	28,100	16,200	14,200
	44 大分県	34,900		29,700	28,900	25,000	24,700	25,600	27,900	16,400	13,400
	45 宮崎県	34,700		29,700	29,000	25,100	24,600	25,700	27,900	16,400	13,000
	46 鹿児島県	34,800		29,300	29,000	25,000	24,400	25,600	27,700	17,500	15,000
沖縄	47 沖縄県	32,300		25,400	28,100		21,300		24,500	15,300	13,000

(別表一) 割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数 <令和7年3月から適用>

職 種	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
		割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35	割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
特 殊 作 業 員	0.769	0.120	0.130	0.024
普 通 作 業 員	0.828	0.129	0.140	0.026
軽 作 業 員	0.851	0.133	0.144	0.027
造 園 工	0.773	0.121	0.130	0.024
法 面 工	0.826	0.129	0.139	0.026
と び 工	0.860	0.134	0.145	0.027
石 工	0.858	0.134	0.145	0.027
ブ ロ ッ ク 工	0.835	0.130	0.141	0.026
電 工	0.706	0.110	0.119	0.022
鉄 筋 工	0.872	0.136	0.147	0.027
鉄 骨 工	0.831	0.130	0.140	0.026
塗 装 工	0.824	0.129	0.139	0.026
溶 接 工	0.842	0.132	0.142	0.026
運 転 手 (特 殊)	0.778	0.122	0.131	0.024
運 転 手 (一 般)	0.793	0.124	0.134	0.025
潜 かん 工	0.861	0.135	0.145	0.027
潜 かん 世 話 役	0.718	0.112	0.121	0.022
さ く 岩 工	0.683	0.107	0.115	0.021
ト ン ネ ル 特 殊 工	0.931	0.145	0.157	0.029
ト ン ネ ル 作 業 員	0.888	0.139	0.150	0.028
ト ン ネ ル 世 話 役	0.903	0.141	0.152	0.028
橋 り ょ う 特 殊 工	0.851	0.133	0.144	0.027
橋 り ょ う 塗 装 工	0.855	0.134	0.144	0.027
橋 り ょ う 世 話 役	0.818	0.128	0.138	0.026
土 木 一 般 世 話 役	0.775	0.121	0.131	0.024
高 級 船 員	0.720	0.113	0.122	0.023
普 通 船 員	0.737	0.115	0.124	0.023
潜 水 士	0.807	0.126	0.136	0.025
潜 水 連 絡 員	0.887	0.139	0.150	0.028
潜 水 送 気 員	0.876	0.137	0.148	0.027
山 林 砂 防 工	0.775	0.121	0.131	0.024
軌 道 工	0.823	0.129	0.139	0.026
型 わ く 工	0.898	0.140	0.152	0.028
大 工	0.896	0.140	0.151	0.028
左 官	0.835	0.130	0.141	0.026
配 管 工	0.764	0.119	0.129	0.024
は つ り 工	0.830	0.130	0.140	0.026
防 水 工	0.782	0.122	0.132	0.024
板 金 工	0.799	0.125	0.135	0.025
タ イ ル 工	0.963	0.150	0.163	0.030
サ ッ シ 工	0.785	0.123	0.132	0.025
屋 根 ふ き 工	0.782	0.122	0.132	0.024
内 装 工	0.861	0.135	0.145	0.027
ガ ラ ス 工	0.738	0.115	0.125	0.023
建 具 工	0.851	0.133	0.144	0.027
ダ ク ト 工	0.720	0.113	0.122	0.023
保 温 工	0.740	0.116	0.125	0.023
設 備 機 械 工	0.746	0.117	0.126	0.023
交 通 誘 導 警 備 員 A	0.860	0.134	0.145	0.027
交 通 誘 導 警 備 員 B	0.908	0.142	0.153	0.028

<参 考>

－割増賃金の計上が必要な場合の労務費（割増賃金を含む総額）の計算例－

(1)時間外

- ① 所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数1.25の場合の値）×2時間

- ② 所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数1.25の場合の値）×4時間＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×2時間

(2)休 日

- ① 休日に8時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×8時間

- ② 休日に9時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×9時間

- ③ 休日に10時間の労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価×K（割増係数1.35の場合の値）×10時間＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×2時間

(3)深 夜

- ① 所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合

労務費（総額）＝単価＋単価×K（割増係数0.25の場合の値）×3時間

※割増係数は、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定されている時間外、休日及び深夜の割増賃金の計算に用いる率の最低限度に基づくものとする。

参考

今回の調査（令和6年10月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
建築ブロック工

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックプレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 - 芝等の地被類の植付け - 景石の据付け - 地ごしらえ - 園路または広場の築造 - 池または流れの築造 - 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 - 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、プレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 - モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） - 木橋の架設等 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） - 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 - 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） - 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 石材の加工 - 石積みまたは石張り - 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 - 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 - 第1種電気工事士 - 第2種電気工事士 - 認定電気工事従事者 - 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜 かん 世 話 役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） 以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの (潜水器(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む) 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29 潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの - 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 - 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 - 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業(主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの - 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 - 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 - 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 - その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌 道 工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 - 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 木製型わく(メタルフォームを含む)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く) - 木坑、木橋等の仕揃え等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 配管ならびに管の撤去 - 金属・非金属製品(管等)の加工および装着 - 電触防護
37 は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの(建築物を対象とするものに限る) - コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く) - 建築物の床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）